

交通事故被害者に対する心理的支援者養成プログラム実施の試みとその効果 (1)

—質問紙による量的分析— 注1

心理学部 大久保 純一郎^{注2}

国土交通省^{注3}によれば、全国の交通事故死者数、死傷者数、死傷事故件数は、交通量の急激な増大に伴い大幅に増加し、1970年にピークに達した。これに対し、交通安全対策基本法が制定され、国を挙げての交通安全対策など様々な対策を講じたことにより、急激に減少したが、1980年前後から再び増加傾向となった。その後、様々な交通事故対策を実施したことにより、死者数は平成5年以降、死傷者数及び死傷事故件数は1993年以降、減少傾向に転じている。このように、交通事故動向は長期的には漸減傾向が続いていると言える(内閣府, 2015)。2014年における交通事故死亡者数は、24時間死者数で、4,113名; 30日以内死者数で4,838名であった。また2013年度の厚生統計において、原死因が交通事故である死者の数は、5,914名であった。

しかしながら、事故の発生率、負傷者数は引き続き高い水準を推移しており、交通事故情勢は厳しい状況にあるといえる。これらの交通事故被害者へ、なんらかの支援が必要である。また、交通事故死者の背後には、その何倍もの遺族の方がおられ、その方々への支援も重要な課題である。そこで、本研究では、被害者支援の枠組みの中における交通事故被害者遺族への支援について、検討を加え、その支援者の養成プログラムを作成、実施し、その効果について検討した。

交通事故被害者遺族の支援をめぐる研究の背景

被害者支援について

被害者の心理学的支援には、対象者のPTSD (Post Traumatic Stress Disorders) の処理など通常の臨床心理活動とは異なった技法や留意点が必要である(三木, 2003)。さらに、支援者自身が2次的被害を受けることが多く、その処理や、支援者自身への支援も必要となる。また、対象者を取り巻く人々(支援者も含め)の心理的支援を円滑に行うための心理教育等の働きかけも忘れてはならない課題である。

犯罪被害者支援

犯罪被害者の支援について、中島(2008)は精神医学の立場から、PTSDを主訴とする場合トラウマに焦点を当てた精神療法が必要となるが、そのためにはまず被害者の安心と安全を確保することが重要であると述べている。その上で、次のような点に留意して接する必要があると述べている。

- a. 共感 人間としての被害者への共感
- b. 思いやり 被害者や遺族の心情を思いやり、対応する
- c. インフォームド・コンセント 行うことについて必ず説明、同意を得る
- d. 2次被害 2次被害を与えないように留意する

また、大山(2008)は、臨床心理の立場から、犯罪被害者のカウンセリングについて述べている。犯罪被害者への心理的な援助として、EMDR (Eye Movement Desensitization Reprocessing)やPE (Prolonged Exposure)などの技法が注目されているが、「現在心理的支援の実務に携わる者が、改めてこうした新しい技法を習得する機会を等しく得られると

は限ら」ない。このような特別な技法を用いることは望ましいが、支援を必要とする人が多くいる以上、多くの心理的支援者が通常業務の範囲の中で、支援を行うことが出来るように努める必要がある。そこで、大山は、1) 事前の情報を何らかの方法で得、準備を行った上でカウンセリングを行うことが望ましく、2) 枠を越えた対応は必要に思えても継続が困難な場合もあるので、慎重にすすめる必要があると述べた上で、通常の臨床心理士がおおむね実施できるガイドラインを提示した。その中で実際の面接における具体的なスキルとして、次の5点を挙げている。

- a. **丁寧であること** 通常の心理療法よりも、ゆったりと丁寧であることが必要である
 - b. **率直であること** 自分の出来る範囲の支援について熟考し、出来る範囲の約束をする。さらに、場合によってカウンセラーの考えも示す必要がある。
 - c. **傾聴し、クライアントの希望をつかむ** 主訴や目標について聞き取ることは面接の基本だが、犯罪被害者の場合、うまく表現できなかつたり、考えることが困難であることが多く、当面の方向性について話し合えればそれでよい。
 - d. **つらい体験の語りに対応して** 語りはじめられた場合、「よく話していただきましたね」と敬意を表し、傾聴することが大切である。
 - e. **必要と感じたら、折々話を止める** 話を聞き続けるのではなく、折々カウンセラーから言葉をかけることも必要である。語り続けることによって、クライアントが主観的、感情的になり、話がまとまらず、うまく表現でなくなる場合もあるからである。
- 以上について述べた上で、大山(2008)は、具体的な言葉かけの例、初回時に確かめておきたいこと、心理教育の必要性とその場合の言葉遣いについても述べている。
- 以上心理的な支援のあり方についての先行研究をまとめたが、犯罪被害者の支援では、多様な支援方法が必要であり、多職種による協働作業が必要となる。例えば、犯罪捜査や裁判などの司法との関わりが大きなウェイトを持ち、警察関係者や、弁護士をはじめとした司法関係者も支援に当たる。また、被害の直後では医療関係者の役割も大きい。さらに、生活上の困難が生じることも多く、生活支援を行う必要もある。

交通事故被害者の支援

交通事故被害者の場合、犯罪被害者の場合と同様、司法的な関わりがきわめて重要な問題となる。また、保険等の賠償の問題も関わり、被害の当事者や家族がおかれる状況はきわめて複雑なものとなる。また、死亡事故の場合、その遺族も被害者と考えられるが、遺族の置かれた状況は、さらに困難であり、その支援はグリーフケア(小内・坂口, 2011)をはじめ多角的で複雑なものとなる。

支援を必要とする交通事故被害者は、その家族も含めるときわめて多いといえる。しかしながら、上に記したように、交通事故被害者の支援には特殊な部分が多く、支援を必要としている方々の数に比して、交通事故被害者の支援を担当できる心理士の絶対数は少ない(これは、一般的な犯罪被害者支援においても同様である)。したがって、その養成は心理臨床界の急務と言える。

先行研究について

大久保(2015, 2016)は、ベテランの犯罪被害者支援担当者の経験を分析し、交通事故被害者支援について件を加えた。大久保(2015)では、ベテランの犯罪被害者支援担当者の犯罪被害者遺族の支援経験を報告してもらい、その内容について分析を行った。その結

果、次の5点が被害者遺族の支援において重要であることが見いだされた。

1) **CI(Client)の心理的回復とその過程** 通常のカウンセリングのように「問題解決」や「成長」を目的とすることは難しい。家族を失った悲嘆、苦悩はぬぐい去ることが出来ない。完全な回復もあり得ないと言えるかもしれない。Th(Therapist)の態度としては、CIの現在をいかに支えるかが重要目的となる。CIにとって、他者(Th)と語ることが重要であった。そこには、CIのレジリエンスを活性化させるという視点が必要であった。また、完全な回復はありえないにしても、日常生活に支障がなくなることはあり、その点がカウンセリングの目標となるかもしれない。

2) **カウンセリングの技法に関する事** CIや周りの人々に対して心理教育の必要性が高い。また、CIに対する受容と共感についても注意が必要である。先回りの共感は、CIにネガティブな影響を及ぼす。カウンセリングにおいてThは、「相手(CI)が感じている程度に表現する」必要があると述べた。また節度あるユーモアも必要であり、カウンセリング的ではないかもしれないが、時にはThがジョークを言ったり、マジックを行ったりすることが、CIの心理的な支援になることが多いと述べた。

3) **カウンセリング場面以外の生活への介入** 危機的状況が予測されることがあり、関与すべき時もある(他の支援者との連携が重要)。裁判への関与、学校、職場、近隣など周りの人々への関与も重要である。そのため、多様な支援者との連携、協力が必要になる。いずれにしても、伝統的なカウンセリングの枠を越えた関わりが必要になる。

4) **CIへの配慮** CIの悲嘆や苦悩には、終わりが無いかもしれないことを心し、2次被害からCIをまもることも必要である。

5) **Th自身の事** Thが2次障害を受けることや、逆転移がおこることも多い。スーパービジョンや他の支援者との連携の他、可能な場合、複数のThでの対応も効果的である。

交通事故被害者遺族の支援も、他の犯罪被害者遺族の支援も、通常のカウンセリングの枠組みでは対応しきれないところが多く、特別な知識、技能と対応が必要になる。

また、大久保(2016)では、先の研究結果に加え、次の5点がカウンセリングのテーマとなる事が見いだされた。

1) **遺された家族への配慮** 遺された家族一人一人の心の健康や生活を守る必要がある。特に、悲嘆の過程は一人一人異なるものであり、その食い違いが家族間の心理的なトラブルの原因となる事が多く、そのような問題を回避できるよう努める必要がある。

2) **死の意味** 遺族には、故人の死を意味のあるものにしたいたいという気持ちが強く、そのことへの対応が必要である。交通事故被害者遺族の手記(佐藤, 1992など)でも繰り返し、述べられている。

3) **傾聴的態度の必要性** 被害者遺族には、その他、事件(事故)の真相を知りたい、加害者への要望、故人の魂に関する考えなど、様々な思いがあり、話されるが、それらの思いを否定することなく傾聴していく必要がある。

本研究の目的

大久保(2015, 2016)において見いだされた交通事故被害者遺族の支援の特性にもとづいて、交通事故被害者遺族の支援を行うカウンセラーの養成プログラムを作成、実施し、その効果について検討した。

方法

対象者

臨床心理学を専攻する大学院生 8 名（実験群 4 名，統制群 4 名）を対象とした。

プログラム

次の 3 日間からなるプログラムを実施した。その前後にアセスメントを行った。

第 1 日目

- 1) 犯罪被害者支援の全般に関するビデオによる学習
- 2) 講義 1 交通犯罪と賠償制度の現状と今後の問題 なら犯罪被害者支援センターの支援員が，交通犯罪の実態と，交通事故に伴う賠償制度の現状について講義を行った。
- 3) 講義 2 交通事故犯罪の法的な側面 なら犯罪被害者支援センターの支援員が講義を行った。
- 4) 講義 3 交通事故被害者遺族の心理的支援 臨床心理士が，交通事故被害者遺族の心理的の特性と，その支援において留意する点などについて講義を行った。

第 2 日目

- 1) 事例研究 臨床心理士が，心理的支援の事例について報告した。
- 2) ロールプレイ演習 犯罪被害者支援員と臨床心理士が指導し，プログラムを受ける学生にロールプレイを実施した。ロールプレイにおいては，模擬事例 2 例を作成し，その初回時面接でどのようなカウンセリングを行うか，クライアントとカウンセラーの役割となり演じた。その後，参加者でディスカッションを行った。

第 3 日目

- 1) 交通犯罪被害者遺族の体験談 NPO 法人 KENTO の代表である児島さんから，ご自身の体験談，ならびに KENTO の活動，さらにその 1 つである「いのちのメッセージ展」について，紹介していただいた。
- 2) 犯罪被害者支援員の体験談 なら犯罪被害者支援センターの支援員 2 名にその支援に関する体験談をしていただいた。
- 3) 犯罪被害者支援センターの概要について なら犯罪被害者支援センターの支援員に犯罪被害者支援センター全般の説明と，なら犯罪被害者支援センターの実践の紹介をしてもらった。

アセスメント プログラムの前後に被害者支援の技能や態度に関するアセスメントを行った。

1) **技法に関する意見の質問紙** カウンセリングの方法についての意見の質問紙で，表 1 に示めされた 20 項目の質問から構成された。一般的な面接において必須と思われる事項からなり，被害者遺族との面接においても必要なもの（1）と，緩和すべきもの（2），準備が出来ていない場合は避けるべきもの（3）が含まれている。

2) **カウンセリング自己効力感尺度** 葛西（2005）によるカウンセリング自己効力感尺度のセッションマネジメント尺度を用いた。質問の教示において，「交通事故，犯罪被害者遺族のカウンセリングをあなたが行うと仮定します」の 1 文を付け加えた。

3) **自由記述質問，模擬カウンセリング** これらの結果については今回の研究では分析の対象としなかった。

結果

技法に関する質問紙

カウンセリングの技法に関する意見の質問紙の結果を表1に示した。対象者数が少ないため、統計学的な分析は行わず、事前と事後の項目ごとの平均値の比較のみを行った。

プログラムを受けた実験群の学生は、比較的適切な方向の変化が多かった。特に、初回面接などで行う可能性の高いアセスメント（心理検査など）の実施に関して、柔軟的になる方向で変化していた。統制群では適切な変化は、実験群ほど多くなかった。また、「カウンセリングの頻度は必ず週に1回とする」など、被害者遺族への対応としては不適切と考えられる変化も見られた。したがって、プログラムを受けることによって、実験群の学生は、カウンセリング技法において、適切で柔軟な態度に変化したと言える。

表1 カウンセリングの方法についての意見の質問紙の結果（項目ごとの平均値）

項目	適切 反応	実験群			統制群		
		事前	事後	変化*1	事前	事後	変化
1) 主訴の確認	2	2.00	2.00		2.00	1.75	
2) カウンセリング目標の設定	2	2.25	2.00		2.00	1.75	
3) PTSDに関する心理検査の実施	3	2.00	2.75	○	1.50	2.25	○
4) 描画法などの投影法検査の実施	3	2.50	3.00	○	2.00	2.25	
5) 事故や事件の詳しい経緯の確認	3	2.25	3.00	○	2.00	1.75	
6) 家族関係の聴取	2	1.75	2.25	○	1.50	1.75	
7) ラポールをとる	1	1.00	1.00		1.50	1.00	
8) カウンセリングの頻度は必ず週に1回とする	2	1.75	2.00		2.50	1.75	▲
9) カウンセリングの時間は厳格に守る	2	1.50	1.50		1.75	1.75	
10) 場合により、カウンセリング時間を早めに切り上げる	2	1.75	1.50		1.75	1.50	
11) カウンセリング室以外では出会ってはいけない	2	1.25	1.25		1.25	1.50	
12) 家族との合同面接	2	2.00	2.00		2.25	2.00	
13) 故人やその他の家族に対する感情を明確にする	2	1.75	2.25	○	1.75	2.50	○
14) 悲しみや怒りなど、ネガティブな感情も表出するよう励ます	2	2.25	2.25		2.50	2.00	△
15) 事故や事件に関する認知の間違いや偏りは、積極的に修正する	2	2.50	2.00	△	2.25	2.50	
16) クライアントの感情や認知について記録をとってもらう	3	2.25	2.00		2.00	2.25	
17) 動機づけの低いクライアントには、カウンセリングを実施しない	2	1.75	1.75		1.75	2.50	△
18) クライアントがカウンセラーに依存しないように留意する	2	1.00	1.25		1.75	1.25	▲
19) 問題の明確化を行う	2	2.00	2.25		2.75	2.25	△
20) クライアントの感情の明確化	2	2.00	2.00		2.00	2.25	

*1 ○, 適切な変化; △, 不適切でない変化; ▲, 不適切な変化

カウンセリング自己効力感尺度

カウンセリング自己効力感尺度の結果を図1（実験群）、図2（統制群）に示した。本尺度も対象者数が少ないため、統計学的な分析は行わず、プログラム実施前（事前）と後（事後）の得点の比較を対象者ごとに行った

実験群中 3 名は、プログラム終了後、カウンセリング自己効力感得点が上昇した。1 名のみ得点が低下した。統制群の 4 名は、アセスメントの間隔が短いため、無変化であることが期待されたが、4 命中 3 名において得点が著しく低下した。アセスメントにおいて、交通事故被害者遺族に対する模擬カウンセリングを行ったが、その経験が遺族へのカウンセリングの難しさと結びつき、カウンセリングに関する自己効力感が低下したのではないかと考えられた。模擬カウンセリング経験については、実験群も同じ条件であり、実験群の得点の上昇は、プログラム参加における学習の効果であると考えられた。

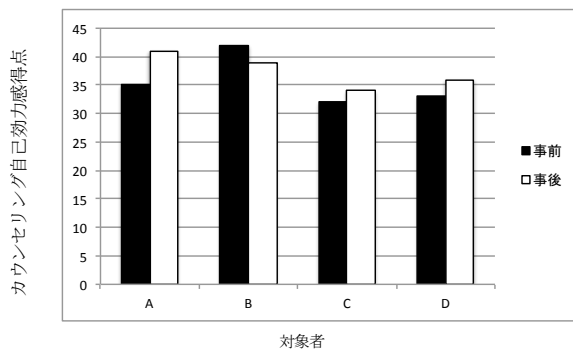


図1 実験群のカウンセリング自己効力感尺度得点の変化

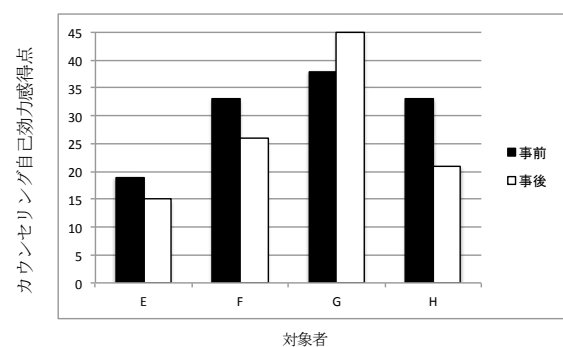


図2 統制群のカウンセリング自己効力感尺度得点の変化

プログラムに関する結果 プログラムの計画段階では予想されていなかったが、講師陣である臨床心理士、犯罪被害者支援センターの支援員、ならびに当事者の多くが、他の講師のプログラムにも参加し、学生も含め相互に意見を交換した。その中で、多様な立場の支援者が論議することで新しい発見があり、相互の協働の必要性が見いだされた。

考察

今回のプログラムは、交通事故被害者遺族に関する知識の学習、様々な立場の関係者の体験談、事例報告、さらにロールプレイを中心に計画された。カウンセリング技法に関しては、大学院の授業によって基本的な訓練を受けているため、今回は交通事故被害者遺族の特殊性のみについて、知識ベースでの講義を行い、あとは事例や体験談、ロールプレイによって、具体的な学習を行った。このようなプログラムによって、技法面、自己効力感の面においてポジティブな効果が得られた。したがって、このようなプログラムを実施することによって、交通事故被害者遺族支援の出来るカウンセラーを養成できる可能性が示唆された。

今後、さらにプログラムを吟味することで、数少ないとされる交通事故被害者遺族の支援カウンセラーを増やし、支援をひろげることが出来ると考えられた。また、このようなプログラムは、その他の犯罪被害者遺族や、被害当事者の支援においても応用が可能であると考えられた。

また、プログラムの計画、実施の体験を通して、様々な立場の支援者が相互の協働の必要性を再発見し、新たな連携のきっかけとなった。これは、本研究の大きな成果の一つであると考えられる。

しかしながら、本研究では、対象者の数が少なく統計学的な分析が出来ず、結果の信頼

性は十分であるとは言えなかった。また、プログラムのプロトタイプになったモデルにも偏りが見られ十分なものとは言えなかった。今後、交通事故被害者遺族の回復過程に関するデータをさらに収集し、分析し、信頼性と妥当性の高いモデルとプログラムを構築するとともに、数多くの対象者に対してプログラムを実施し、信頼性の高い効果研究を行うことが望まれる。さらに、効果アセスメント技法の向上も必要である。

本研究では、大山（2008）と同様、「通常の心理臨床業務から遠くない範囲で、犯罪被害者に心理的支援を行うことに焦点を」あてた。しかしながら、三木（2003）、中島（2008）や大山（2008）も認めているように、外傷体験のケアやグリーンケアに特化した技法を用いることも望まれる。今後、これらの技法についても検討を加えていくことが望まれる。

注釈

注1 本研究プログラムは、JR 西日本あんしん社会財団 平成 27 年度研究助成（助成番号 15R038）を受けて行われました。

注2 本研究を実施するにあたり、公益社団法人なら犯罪被害者支援センター（理事長 西口廣宗）の皆さんの多大なご協力を得て実施されました。また、共同研究者の三木善彦先生、蓮花一己先生には、数多くのご指導、ご助言をいただきました。ここに感謝の意を表します。

注3 国土交通省ホームページ 交通事故の現状

<http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/sesaku/index.html>（2016 年 4 月 17 日確認）

引用文献

- 葛西真紀子（2005）. 「カウンセリング自己効力感尺度（Counselor Activity Self-Efficacy Scales）」日本語版作成の試み 鳴門教育大学研究紀要（教育科学編）20, 61-69.
- 小西聖子（1998）. 犯罪被害者遺族：トラウマとサポート 東京書籍.
- 小内耕太郎・坂口幸弘（2011）. グリーンケア 毎日新聞社.
- 三木善彦（2003）. 犯罪に巻き込まれた子ども・家族の支援児童心理別冊 長崎男児殺害事件から考える～子どもの「犯罪」をどう防ぐか～ 金子書房.
- 内閣府（2015）. 平成 27 年度版交通安全白書
http://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/h27kou_haku/index_pdf.html（2016 年 4 月 17 日確認）
- 中島聡美（2008）. 犯罪被害者治療の実践的組み立てと連携 小西聖子（編）犯罪被害者のメンタルヘルス 誠信書房.
- 大久保純一郎（2015）. 交通事故被害者に対する心理的支援モデルの構築（1）—ベテラン臨床家の語りの分析— 関西心理学会第 127 回大会論文集.
- 大久保純一郎（2016）. 交通事故被害者遺族の心理学的特徴とその心理的支援について（1）—ベテラン臨床家の語りの分析— 帝塚山大学心のケアセンター紀要 11（投稿中）.
- 大山みち子（2008）. 犯罪被害者治療の実践的心理カウンセリング 小西聖子（編）犯罪被害者のメンタルヘルス 誠信書房.
- 佐藤光房（1992）. 遺された親たち あすなる社.